

部活動に係る活動方針

尾道市立栗原中学校

1 基本方針

- (1) 運動部活動では、スポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 文化部活動では、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図る。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

2 適切な運用のための体制

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (2) 活動計画等はホームページに掲載し、公開する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、事故が起った場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- (2) 部活動顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を行い、けがや事故の未然防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、生徒の人的成長を支援することを目的に指導を行い、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 学期中

部活動休養日は、週2日（水曜日及び土日のいずれか）設定する。水曜日に部活動を実施する際には、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 活動時間

平日の活動時間は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 運動部が学校単位で参加する大会等は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。
- (2) 運動部が参加するその他の大会については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、参加する大会等を精査する。
- (3) 文化部が学校単位で参加する大会等は、文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、参加する大会等を精査する。